

健康福祉委員会資料

(病院局関係)

1 平成30年第3回定例会提出予定議案の説明

- (1) 川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

資料1 川崎病院駐車場の民営化に伴う川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

資料2 川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

病院局

平成30年8月29日

川崎病院駐車場の民営化に伴う「川崎市病院事業の設置等に関する条例」の一部改正について

1 目的

- (1) 駐車場設備は設置後 17 年が経過し、老朽化が著しく頻繁に故障が発生していることから、更新が必要となっている。
- (2) 民間事業者のノウハウを活用することで、設備更新費用や維持管理費用の低減と駐車場利用者へのサービス向上（多様な決済手段やWEB上での満空確認など）を図るため、行政財産の貸付けにより民営化する。

2 改正内容

現在の駐車場利用料は、「川崎市病院事業の設置等に関する条例」で規定しているが、民営化後は貸付事業者が設定・徴収することとなるため、駐車場利用料の規定から川崎病院を除外するための条例改正を行う。（資料 2 参照）

3 施行期日

選定事業者との契約締結によって事業者の管理開始日が確定することから、施行期日は別途規則で定めることとする。

4 スケジュール

平成 30 年 10 月 条例改正案の議決 → 事業者の公募開始

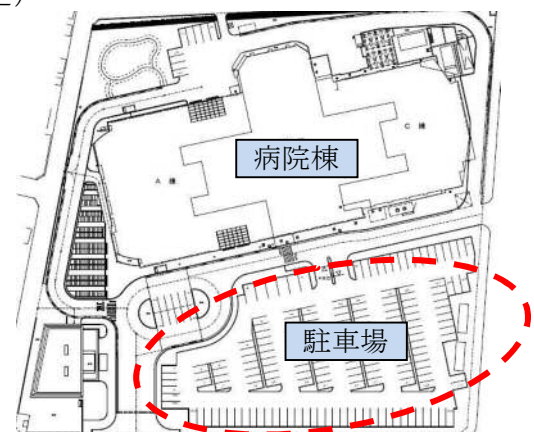
平成 30 年 11 月 事業者の選定

平成 31 年 4 月 事業者による管理の開始（予定）

5 川崎病院駐車場の概要（現在）

位 置	川崎区新川通 12 番 1 号
面 積	4,616 m ²
駐車可能台数	176 台
年間利用実績	約 152,000 台（※）

※ 平成 29 年度実績



川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																		
<p>○川崎市病院事業の設置等に関する条例 昭和41年12月19日条例第42号 (川崎病院及び井田病院の使用料及び手数料)</p> <p>第6条 略</p> <p>3 <u>使用料</u>について、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課される場合にあつては、前項の規定により算定した額に100分の108を乗ずるものとする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>別表（第6条、第16条関係）</p> <p>1 使用料又は利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 15%;">金額</th> <th style="width: 70%;">付記</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 駐車場利用料 診療を受ける者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体 </td> <td style="vertical-align: top;"> 駐車時間が3時間までは200円、3時間を超え6時間までは200円に3時間を超える時間1時間までごとに100円を加算した額、6時間を超えるときは500円に6時間を超える時間30分までごとに200円を加算した額 </td> <td style="vertical-align: top;"> 多摩病院に限る。 </td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	付記	(略)	(略)	(略)	駐車場利用料 診療を受ける者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体	駐車時間が3時間までは200円、3時間を超え6時間までは200円に3時間を超える時間1時間までごとに100円を加算した額、6時間を超えるときは500円に6時間を超える時間30分までごとに200円を加算した額	多摩病院に限る。	<p>○川崎市病院事業の設置等に関する条例 昭和41年12月19日条例第42号 (川崎病院及び井田病院の使用料及び手数料)</p> <p>第6条 略</p> <p>3 <u>使用料（駐車場利用料を除く。）</u>について、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課される場合にあつては、前項の規定により算定した額に100分の108を乗ずるものとする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>別表（第6条、第16条関係）</p> <p>1 使用料又は利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 15%;">金額</th> <th style="width: 70%;">付記</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 駐車場利用料 診療を受ける者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体 </td> <td style="vertical-align: top;"> 駐車時間が3時間までは200円、3時間を超え6時間までは200円に3時間を超える時間1時間までごとに100円を加算した額、6時間を超えるときは500円に6時間を超える時間30分までごとに200円を加算した額 </td> <td style="vertical-align: top;"> 川崎病院及び多摩病院に限る。 </td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	付記	(略)	(略)	(略)	駐車場利用料 診療を受ける者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体	駐車時間が3時間までは200円、3時間を超え6時間までは200円に3時間を超える時間1時間までごとに100円を加算した額、6時間を超えるときは500円に6時間を超える時間30分までごとに200円を加算した額	川崎病院及び多摩病院に限る。
種別	金額	付記																	
(略)	(略)	(略)																	
駐車場利用料 診療を受ける者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体	駐車時間が3時間までは200円、3時間を超え6時間までは200円に3時間を超える時間1時間までごとに100円を加算した額、6時間を超えるときは500円に6時間を超える時間30分までごとに200円を加算した額	多摩病院に限る。																	
種別	金額	付記																	
(略)	(略)	(略)																	
駐車場利用料 診療を受ける者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体	駐車時間が3時間までは200円、3時間を超え6時間までは200円に3時間を超える時間1時間までごとに100円を加算した額、6時間を超えるときは500円に6時間を超える時間30分までごとに200円を加算した額	川崎病院及び多摩病院に限る。																	

改正後				改正前			
	障害者 手帳の 交付を 受けて いる者 及び管 理者が 必要と 認めた 者（以下 「身体 障害者 等」とい う。）を 除く。）				障害者 手帳の 交付を 受けて いる者 及び管 理者が 必要と 認めた 者（以下 「身体 障害者 等」とい う。）を 除く。）		
	身体障 害者等	無料			身体障 害者等	無料	
	その他 の者	駐車時間が1時間ま では410円、1時間を 超えるときは410円に 1時間を超える時間 30分までごとに200円 を加算した額			その他 の者	駐車時間が1時間ま では410円、1時間を 超えるときは410円に 1時間を超える時間 30分までごとに200円 を加算した額	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)